

法曹養成制度改革顧問会議

第21回会議 議事録

第1 日 時 平成27年5月28日(木) 自 午後 2時30分
至 午後 4時19分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 推進室報告
- 3 推進会議に向けた報告について
- 4 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 文部科学省大臣官房義本博司審議官、高等教育局北山浩士専門教育課長
最高裁判所事務総局門田友昌審議官

法曹養成制度改革推進室 大場亮太郎室長、西山卓爾副室長

○大場室長 それでは、予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第21回会議を始めます。

最初に、本日の配布資料等を御確認いただきます。

○西山副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりでございます。各資料の内容については、後ほど御説明いたします。

また、前回と同じく、参考資料のファイルを置いてございます。適宜御参照ください。

○大場室長 ここで資料4「法曹養成制度改革推進会議決定に向けた結論の取りまとめ骨子（案）【P】」の関係を御説明いたしますと、こちらは現在、推進室として結論の取りまとめ自体を作成中でありまして、本日の議論に資するために取り急ぎ作成したものであります。

したがって、公表になじまないと考えられますので、推進室としては非公開の対応としていただきたいと考えておりますが、納谷座長、御審議をお願いできますでしょうか。

○納谷座長 それでは、いつもどおり、資料の公開について皆さんにお諮りしたいと思います。

大場室長から先ほど説明がありましたように、この骨子（案）については公開すべきでないと考えますので、ウェブ上の公開は差し控えたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（一同了承）

○納谷座長 では、そういう扱いをお願いします。

○大場室長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱いたいと思っております。

初めに、推進室から報告が2点ございます。

○西山副室長 まず、通し番号3ページの資料2を御覧ください。今年の適性試験の志願者数でございます。速報値で、第1回が3,153名で、昨年より12.4%減少しており、第2回が3,541名で、昨年より13.0%減少しております。

次に、法曹有資格者の活動領域の拡大については、前回法務省から報告いたしましたとおり、取りまとめ（案）が有識者懇談会においておおむね了承されたということでございますが、通し番号5ページからの資料3のとおり、5月25日に、内容が確定いたしましたということで推進室に報告されました。

以上でございます。

○大場室長 以上の報告につきまして、何か御質問等はございますか。

よろしいですか。

（一同了承）

○大場室長 それでは、本日の議題であります「推進会議に向けた報告について」に移ります。

推進室は、平成25年9月17日に発足して以来、法曹養成制度関係閣僚会議決定において定められた施策の実施及び検討を進めてまいりました。各施策のこれまでの進捗状況は資料1のとおりであります。それぞれ検討などを経まして、本年7月15日の設置期限前に推進会議に御報告し、今後の法曹養成制度について決定していただくこととなります。

そこで、推進室として各施策についての取りまとめにつきまして骨子（案）を作成いたしましたので、御説明いたします。

○西山副室長 それでは「法曹養成制度改革推進会議決定に向けた結論の取りまとめ骨子(案)【P】」につきまして御説明いたします。通し番号19ページの資料4を御覧ください。

こちらは、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づき、これまで推進室を中心に施策の検討及び実施を行ってきたところを踏まえまして、取りまとめた内容の骨子を案として示したものでございます。本日の会議における御意見を踏まえまして、推進会議決定に向けた結論を取りまとめ、推進会議に上程したいと考えております。

それでは、内容について御説明いたします。大きく分けまして、法曹有資格者の活動領域の在り方、今後の法曹人口の在り方、法科大学院、司法試験、司法修習、今後の検討の6つの項目がございます。

まず、法曹有資格者の活動領域の在り方につきましては、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会における取りまとめを踏まえまして、①として、法務省には情報共有や法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するための環境整備を求め、②として、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会には弁護士を始めとする法曹有資格者の活用の有用性などの共有を始めとする取組の推進を期待し、③として、最高裁判所には選択型実務修習の充実を期待するものとしております。

「2 今後の法曹人口の在り方について」につきましては、前回の会議においてお示した検討結果取りまとめ(案)を御参照いただければと存じます。この内容に加えまして、法務省において関係機関・団体の協力を得ながら、必要なデータ集積を継続して行い、法曹人口の在り方について引き続き検証することを記載しております。

3番目の法科大学院につきましては、4つの項目がございます。これらは顧問会議で文部科学省から御説明がありました法科大学院改革の内容やそれに関連する中央教育審議会 大学分科会法科大学院特別委員会における議論も踏まえて整理したものです。

「(1) 法科大学院の組織見直し」につきましては、4点ございます。①は、公的支援の見直し強化策と教員派遣見直し方策の継続的実施を求めるものです。②は、客観的指標を活用した認証評価の厳格化の関係であり、評価基準改正と認証評価における積極的運用の促進を求めています。③と④は、法的措置に関するものであり、前回の顧問会議で資料でお示した内容を骨子としてまとめたものです。

「(2) 教育の質の向上」につきましては、いずれも文部科学省において、①として、若手を中心とした実務家教員の積極的活用、法学未修者教育課程の抜本的見直し・学習支援、先導的な取組の支援、②及び③として、共通到達度確認試験の毎年度試行とともに、将来的に司法試験短答式試験の免除を想定し、法務省の協力も得て行う取組を踏まえ、法務省とともに必要な制度設計の具体的な検討、④として、共通到達度確認試験が定着した場合に、この確認試験と既存の法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験との機能・役割の関係性の整理も必要と思われることから、これら試験の在り方について検討を行うべきことを記載しております。

「(3) 経済的・時間的負担の軽減」につきましても、いずれも文部科学省において、①として、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応など奨学金制度や授業料減免

制度の充実、②として、いわゆる5年一貫の優秀者早期修了コースの確立と充実、③として、地方在住者や社会人等に対するインターネットを活用した法科大学院教育の実証的な調査研究及び本格的な普及を促進することを記載しております。

以上に加えまして、こうした法科大学院改革を平成30年度までに集中的に進めることを(4)に記載しております。

4番目の司法試験につきましては、3つの項目がございます。いずれも法務省において行われるべきものでございます。

まず「(1) 予備試験」につきましては、①として、予備試験に関して必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努める、②として、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮する、③として、法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、予備試験について必要な制度的措置を検討することを記載しております。

「(2) 選択科目の廃止」につきましては、文部科学省と連携しながら、引き続き、廃止の是非を検討すること、また、「(3) 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方」につきましては、今後も、司法試験委員会における継続的な検証を通じ、より一層適切に運用することをそれぞれ記載しております。

5番目の司法修習につきましては、最高裁判所に期待するものとして、導入修習等を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実を努めることを記載しております。

最後に「6 今後の検討について」、関係機関・団体で、これは主に最高裁判所と日本弁護士連合会を想定しておりますが、これらの必要な協力も得て、法務省・文部科学省における検討を進めるほか、必要に応じて、法曹養成制度の充実・強化に向けた更なる検討に必要な連絡協議等の環境の整備を行うとしております。

以上でございます。

○大場室長 ただいまの説明のうち、法科大学院に対する法的措置に関しまして、有田顧問の方から前回、司法試験合格率が低い法科大学院が法令違反に該当すると判断される場合についてもお尋ねがあったと思いますので、文部科学省から御説明いただけますでしょうか。

それでは、文部科学省の義本審議官と北山専門教育課長、よろしく願いいたします。

○北山課長 それでは、文部科学省から、先般の会議でお尋ねいただきました法的措置についての考え方につき、御説明申し上げます。

去る3月31日に、認証評価の厳格化ということで通知を発出させていただいておりますが、その中で入学者選抜における競争倍率についての目安を2倍未満、定員充足率は目安を50%未満、司法試験合格率については目安を全国平均の半分未満という客観的指標を明確化させていただいております。それに基づいて認証評価の厳格化を図るということにしております。

この認証評価の厳格化によって、認証評価機関には客観的指標と教育の質を明確に関連付けた精緻な評価を行っていただきたいと考えておりまして、文部科学省としても適格認定を受け

られなかった法科大学院に対して、教育の実施状況を速やかに調査していくことにしたいと考えております。

その結果として、法令違反に該当する状況が認められる場合には直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られない場合には学校教育法第15条に基づく命令措置を段階的に発動していきたいと考えております。

次に、客観的指標と専門職大学院設置基準との関係について申し上げます。

例えば入学者が2倍未満となった場合には、入学者の質の確保が困難となっているおそれがありまして、この観点から、専門職大学院設置基準の第20条、入学者の適性評価に抵触しているということが疑われます。また、入学定員が50%未満又は入学者数が10名未満となった場合には、教育組織として規模が小さくなり過ぎ、双方向的・多方向的な授業の効果的な実施が困難となっているおそれがございます。この観点から、専門職大学院設置基準の第7条の授業を行う学生数あるいは第8条の授業の方法といった定めへの抵触が疑われるところがございます。

また、司法試験合格率が全国平均の半分未満となるような場合には、法科大学院の教育の実施や教員の質の保証に課題がある可能性が高く、この観点から、教員組織について定めております専門職大学院設置基準の第4条、第5条、教育課程について定めております第6条、授業の方法について定めております第8条、あるいは成績評価基準を明示するということを定めております第10条に抵触するおそれがございます。

この法的措置のスキームを適切な形で整えていくためには、教育の質に課題が生じている具体的な事例に即して設置基準を明確化できるかどうかのポイントであると考えております。現在の設置基準におきましても、司法試験合格率が著しく低いような場合には、設置時に資格審査を経て認証された教員、任命された教員が退職されて、後任に教育上の実績がほとんどない、指導能力の低い者が充てられている、あるいはそもそも、そういった教員の補充をしないというところがあることも考えられまして、そのような場合には文部科学省から改善指導を行うこととなります。

一方で、現在の設置基準では当該法科大学院の個別事情に応じて、その抵触可能性を判断せざるを得ない条項も存在すると考えておりまして、このため、今後、司法試験合格状況等の客観的指標に照らして教育水準が低いと考えられる法科大学院につきましては、報告、資料の提出を求め、実態把握に努めるとともに、中央教育審議会等において専門家による審議を行っていただくことにより、例えば客観的指標も活用しながら設置基準、例えば第10条に規定されている学修の成果に係る評価、修了認定に係る基準を始めとして、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い設置基準について、抵触可能性を判断しやすくなるよう、見直し、解釈の明確化を行っていくという方向で検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

有田顧問から何かありますでしょうか。

○有田顧問 前回、その前も繰り返し文部科学省にお願いしている理由というのは、法曹養成の一番の基幹といいますか、基になっている部分というのはやはり法科大学院だろうと思えます。その法科大学院のレベルアップをどうすればいいのか。これを考えていかなければ、この顧問会議が持たれた理由がなくなってしまうのではないかというぐらいの気持ちを持っております。したがって、文部科学省の方に再三にわたってお聞きするという状況でございます。

それで、今、客観的な基準というものでのお話がありました。評価機関の厳格な見直しというものをこの前、3月に既に指標を含めて出したということでもあります。それはそれで納得するところであります。ただ問題なのは、私が一番重視しているのは、全国平均の半分未満の合格率しか得られない法科大学院において、これは設置基準の話ですけれども、それが第4条、第5条、第8条、第10条に該当しないという、形式的に判断した場合にはそういうふうに該当すると判断できない場合、つまり、第4条でいえば「教育上必要な教員を置くものとする」と書いてありますけれども、やはり教員はきちんと置いてあるという状況、第5条にありますように「高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を専攻ごとに文部科学大臣が別に定める数置くものとする」、確かにそれが置いてあります。さらには第6条で「その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」、これも実際にやられています。さらには第10条で「学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする」とされていますが、これも客観的にはこういう条件を満たしているという場合です。

しかし、司法試験の合格率が全国平均の半分未満である。こういう場合に、一体、それをどの設置基準に該当するとして、組織見直しを含めた法的措置をとれるのかというところが問題になろうかと思うのです。

確かに認証評価の関係では、私はやっていただいて十分機能するだろうと思いますが、認証評価機関が適合あるいは不適合の結果を出したときに、それがこの設置基準との間でどのように連動していったら、この設置基準を適用していくのかという部分がまだ見えていないと私は思っているのです。

ですから、例えば全国平均の半分未満となりますと、学業について、本当は修了させてはいけないにもかかわらず修了させた。その部分をこの第10条でどう読むのかといいますと、この第10条では読み切れないのではないかと。「客観性及び厳格性を確保」の条件がありますが、この客観性とは一体何なのか。これは客観的な試験をきちんとやっていますという話でありまして、あるいは厳格性もまた同様のものであろうと思います。

とにかく、その法科大学院の中だけでそういうテストをした上で、これは修了させていいのだということ修了させてしまっているという部分については、この第10条に合致しているといえましょうか、違反行為はないと読めるわけです。それをどういうふうに認証評価との関係で考えていただけるのかなということも教えていただきたいと思っています。

○大場室長 それでは、北山課長お願いします。

○北山課長 この認証評価の基準で、司法試験合格率が全国平均の半分未満となったときには適格ではないということをお示ししたのは、今回が初めてとなっております。それで、このことを踏まえて今後、そのような状況になっている法科大学院からは、先ほど申し上げましたけれども、報告、資料の提出を求めて、その実態の把握を行っていかうと思っております。

そういった中で、具体的にどういう教育上の問題が、あるいはこの修了認定であれば修了認定の中でどういう問題があるのかということ具体的に把握し、それを積み重ねていく上で、必要があれば専門職大学院設置基準の見直しといった点も含めて取組を進めていくことになるだろうと思っております。

○有田顧問 もう少し具体的にお聞きしたいのですけれども、例えば卒業生のうちの7～8割が合格している法科大学院の試験と、例えば、今言いましたように、累積でも20%とか30%しか達していない法科大学院との試験の難易度、つまり修了試験の難易度をどう評価していくのか、そういう客観的な、学内でしか問題にされていないこの客観性というものを、他の法科大学院との試験のレベルを比較するなど、横断的な形のレベルで比較検討することもお考えになるのかどうかということをお聞きしたいのです。

○大場室長 義本審議官、どうぞ。

○義本審議官 有田顧問の問題意識はよく私どもとしては共有していますし、これは期間を持って取り組んでいきたいと思っておりますが、先ほど説明がありましたように、共通到達度確認試験という全国レベルの試験を、進級テストでありますけれども、実施しますので、その中での成績の状況を把握できますし、今、お話がありましたように、卒業時の状況がどうなのかということも照らし合わせてどう考えるかという問題もあろうかと思っておりますので、その辺は更に工夫して考えていきたいと思っております。

ですから、やはり我々としても、この条文がある以上はそれをどう動かしていくのかということが大事でございますので、まず事案を積み重ねて、具体的な事案にどう当てはまるのかという問題と合わせて、今、お話がありましたような形で、発動の在り方も含めて問題意識を持って対応していきたいと思っております。

また、先ほど北山課長が申し上げましたように、それでも今の基準に紛れがあるということがあれば、基準の改正、見直し、あるいは解釈の明確化ということも含めて、骨子でも書いていただいているように、私どもとしては検討していきたいと思っております。

○有田顧問 一言で終わりにしたいと思っておりますが、法科大学院の組織見直しを促進する法的措置を考える場合に、こういうことがあればこのようになりますということをきちんと事前に明らかにしておくことが大学、法科大学院にとっても、重要なことであろうと私は思っています。

そのときそのときの判断において、その基準が変わったり、あるいは行政の処分が変わっていくということであっては、やはり法科大学院側としてもこれは耐えられないことになるだろうと思っておりますので、事前になるべく前倒しで、こういう事態になった場合にはこういう是正措置を講じてください、そうでなければ、組織見直しも含めた、こういう問題が法的措置として

とられる可能性がありますということを前倒しでやっていただきたいと思っております。

これで質問は終わらせていただきます。

○大場室長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 関連で、そういう意味では、この3の(1)の④の「解釈の明確化」といったときには、③にある客観的指標の数字が明確化の中に入ってくるという理解でよいのですか。

○義本審議官 設置基準自体は、立て付けとしましては、これは設置時の最低基準ということですので、単純に合格率自体が全てに当てはまるわけではございません。

ただし、先ほど話がありましたように、客観的指標の類似点として、いわゆる認証評価の在り方として整理させていただいて、それで適格認定を受けられないとなれば重大な資質上の問題がありますので、特段の事由がなければ適格認定を与えるべきではないということについても通知を出しているわけでございます。その立て付けの中においてどう解釈するかということでございますから、ここでの話としては、専門職大学院設置基準自体の、今、北山課長が申し上げました具体の条項についての照らし方についての解釈あるいは在り方について明確にさせていただくという趣旨であると理解しております。

○橋本顧問 今の件に関して、1点だけ質問したいのですが。

○大場室長 そうしましたら、仕切りとして、まず有田顧問からの質問に対する回答があったということにしまして、それで進行を座長の方をお願いしたいと思います。それも含めた、全体の骨子の案につきまして。

○納谷座長 私も発言したかったのですが、座長として意見を述べない方がいいと思うので、しばらく大場室長の下で進行してください。私は認証評価機関の代表として、やはり説明はしなければならない部分がありますので。

○大場室長 その問題に限らず、この全体の資料4の骨子(案)についての意見を伺いたいということですので。

○納谷座長 そこまで審議は行っているわけではないのでしょうか。

○大場室長 ですから、今、有田顧問から質問がありましたので、まずは回答していただいた。そういう位置付けにして、あとは全体について、納谷座長の司会で皆さんからの意見交換なり質問を受ける。そういうことでよろしいでしょうか。

○納谷座長 いや、有田顧問の前回投げかけられた質問に対してどう考えているかのところは別のことです。そこはそこでまず完結させておいてから全体に及びたい。まず大場室長のところで、この部分だけに限って皆さんの意見を聞いていただいた方がいいのではないのでしょうか。

○大場室長 では、文部科学省の方も座っておられますので、橋本顧問の方からお願いします。

○橋本顧問 今、共通到達度確認試験の話が出たので、それとの関係で、この機会にもう1点だけ確認しておきたいのですが、今、言われました設置基準の見直しや解釈の明確化の検討と具体化作業はいつまでに行われると考えたらよろしいのでしょうか。具体的には、平成30年度までには行われるということによろしいのかどうかですが、先ほど共通到達度確認試験の実

施と絡めたような御発言がありましたので、その点が不明確に感じられました。

○大場室長 それでは、義本審議官お願いします。

○義本審議官 当然のことながら、平成30年度までという期間が最長でございますけれども、認証評価の仕組み自身、新しいサイクルは平成28年から始まりますから、そこで積み重ねの中において並行して検討させていただきますので、まとまればなるべく早くそれをお示しして、今、有田顧問から頂いたような話に対してお答えさせていただくことに私どもとしては努力していきたいと思っております。

○納谷座長 私は、認証評価機関の方から追加して、お話ししておかなければならないと思うので、発言します。今、認証評価機関は3つある。それぞれが、御存じとは思いますが、文部科学省の方から認可を受けて、各自の評価基準を持って、それぞれ評価をしてきた。そのことに、いろいろな批判があるかもしれませんが、この3つを置いておくこと自体について、これをどうするかという問題がまずあります。

2つ目ですけれども、今、司法試験のことに集中してここの場では行われていますが、どの認証評価機関も総合的に評価しています。ここは違反している、ここはこれでいいでしょう、ここはこうでしょうなどと評価項目を割って一つ一つ認証評価をしていく作業がまず先行して、最後にトータルで、これだけ状況が悪ければ不適格という結論にしよう。このように手続きが進みます。

基準に1つでも引っ掛かればペケという方式は、今、どの3つの認証評価機関もとっていない。例えば教室が1クラス50名という基準があり、受審大学が80名になっていたからこれはペケです、不適格ですという事例が、かつてありましたが、今はとっていない。設置基準を充足することは最小限度守らなければならないことでありますけれども、仮に違反があったとしても、そのことで教育上どういう影響を受けるかということも評価して結論を探していくということで作業をやっています。こういうことも知っていただきたいです。

それから、今、機関によって評価結果は違う。このことは、どういうことを意味しているかといいますと、司法試験に出てくる科目は基本的には3科目ですが、それらは、基本的な部分ではあるけれども、それ以外に、法科大学院で教育すべき授業としてはいろいろな必修科目がたくさんありますから、それを教育し得る能力、適格を有する先生がきちんと配置し、教育しているかということも見なければなりません。それで総合的に決めていくということもあるのです。

これは有田顧問もよく知っている上であえて言っていますけれども、私はそういうことの中で、例えば私が今、会長をしています大学基準協会の法科大学院評価の委員会のやり方を例にしますと、答案を見たり、どういう形で授業をやっているかも実地視察しています。そういう形で教育の内容などをかなり厳しく、教育の現場に入って、今は評価の実施をしている状況です。今度、新しく認証評価基準ができましたので、多分、それをベースにしながら、更に中身を見ていくことになるだろうと思っています。

それで有田顧問の言うとおりの、文部科学省の方で示された改善案を平成30年度までの間に

しっかりとやっていただいた方がよろしいかと思えます。認証評価を厳格にするというのは、資格試験に関わる問題ですから、それは必要であると私も思っております。

ですから、有田顧問の言っているところは非常に大切です。質はちゃんとしてもらわなければ、これから先は法科大学院は存続できない。このことも事実ですので、認証評価機関もそれぞれが何とか質を維持したいということで実質的に取り組んでいます。今のマスコミの評価によりますと、やはり司法試験合格者を何人出したかということも大きな指標になっていますから、それは相当、各大学とも注視しているのではないかなと思います。

私に関係している部分がありますので、認証評価機関は決して手を抜いていないということだけは言っておきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○大場室長 ありがとうございます。

そうしましたら、義本審議官、北山課長、御苦勞様でした。お下がりください。

つきましては、骨子（案）全体につきまして、納谷座長の進行で意見交換をお願ひしたいと思えます。説明についての御質問がございましたら、意見交換の際に適宜お願ひいたします。

○納谷座長 そういうことで、これから資料4について。これは案の骨子で、しかも骨子案で、【P】がついているというペーパーですので、ある程度、御意見を自由に言っていただければと私は思っております。この案で良いという人もおられるかもしれませんが、ここはちょっとというのがありましたら遠慮なく言っていただければと思っております。

それから、今、有田顧問が言ったような認証評価のところも関わっている部分もあります。さらに、共通到達度確認試験の問題もあります。遠慮なくこれからは自由にそれぞれの観点からお願ひしたいと思っております。

進め方ですけれども、どういたしますか。この資料の上の方から順番にやっていきますか。どうぞ。

○吉戒顧問 取りあえず、最初に質問させていただいていいですか。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 骨子（案）の中身については、後で、また、意見を申し上げますけれども、まず、質問です。骨子（案）の見出しは、1から6までありますが、一応、これは、取りまとめの骨子（案）ということなので、本文が別に立案中といいますか、検討中であると思えます。

そこで、この骨子（案）の最初の「1 法曹有資格者の活動領域の在り方について」は、既に資料3の「有識者懇談会の取りまとめ」というものがありますけれども、これを踏まえて書かれるというふうには受け止めてよろしいわけでしょうか。

○大場室長 はい。そのとおりです。

○吉戒顧問 はい、分かりました。もう1つの質問は、「2 今後の法曹人口の在り方について」という件がありますが、これは簡単に書いてありますけれども、これは前回示された資料5の「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ案）」というペーパーが、この2の本文に対応するというふうには受け止めていいでしょうか。

○大場室長 そうです。それが全体か、その一部かは分かりませんが、全体のバランス

を考えて、その文章を挿入したいと考えています。

○吉戒顧問 それでは、この骨子（案）の「1 法曹有資格者の活動領域の在り方について」について意見を申し上げます。

ここには①から③までの3本の柱があります。これは「有識者懇談会の取りまとめ」の中に「3 今後取り組むべき施策等」という件がありますけれども、そこの中のエッセンスを抽出したようなものだと思いますが、これはこの内容で私も差し支えないと思います。

ただ、これを読んでいきますと、3本柱のそれぞれ、おしまいの方が「環境を整備する」とか、「取組を推進する」とか、「実務修習（選択型実務修習）の内容を充実させる」という結語になっています。この結語自体は、それはそれでいいのですが、ただスピード感が全然見えていないのです。ですから、それにはいろいろな表現の仕方はあるのでしょうけれども、「できるだけ早く」とか、「速やかに」とか、何かそういう副詞句がないと単にフラットにすらっと書いていると、ああ、そうかというだけの話になりそうなので、そのところは、本文を書かれるときにスピード感を反映したような表現をしてもらいたいというのが、この最初の見出しの「1」についての私の意見です。

○納谷座長 吉戒顧問の方から、1の方から始まってしまいました。1のところでは集中してやってみまして、2のところはもう一度確認をとりますが、とりあえず1のことで。今のことで何かありましたら、どうぞ。更に付け加えたいところがあれば意見を頂きたいと思います。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 まとめとして、役割別ということで、この活動領域拡大のための環境整備を法務省がする。そして、弁護士会が法曹有資格者の養成・確保の取組を推進するというふうになっているのですが、どちらも関係省庁や団体やたくさんの方の、全体で取り組まなければ進まないと考えますので、環境の整備と取組の状況等を今後も検証して改善をしていく場をきちんと作るということも、そういう体制を作っていくこともきちんと位置付けていただきたいと思います。

○納谷座長 今回の山根顧問の話は、最後のまとめ、後ろの方の今後の進め方とも関わっている。この部分は特に抽象的過ぎるので、もう少し具体的に進め方その他が見えるように出した方がいいのではないかと御意見のように聞きましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○山根顧問 はい。

○納谷座長 吉戒顧問の方も、やはり一般論としてはこのとおりなのですが、政策を進める上でもう少し具体的に見える形で思い切って提言して、どこで、いつ頃までにやるかという答えを期待する意見だったと思います。やはり急がなければならない分野であるとは思いますが、そういうことを両顧問が危惧されて発言されたのかなと思いますけれども、この部分については、そんなことでよろしいでしょうか。

この政策を広げていこうということは、皆さん御了解していただいていると思いますが、ただ、進め方についてもうちよつとしっかりした形で明示してもらおうということでしょうか。そういう意見を持っているということをつけ加えておきたいということにしたいと思えますけれ

ども、それでよろしいでしょうか。

ここの結果、それをどうするかは、またこれから推進室の方でいろいろ考えていただくかもしれない。ただ、こちらの希望としましては、頂いた案はそれはそれですとしますが、これを更に具体化していく説明のところではちょっと考えられないか。もう少しはっきり出してもらえないかという意見があったということでございます。

くどいようですけれども、よろしくお願いします。

それでは、2番目のことですが、今後の法曹人口について。これは先ほど吉戒顧問が確認しましたように、前回で出されたペーパーをベースにしています。その後、多少いろいろな意見も外からもあったでしょうし、皆さんも聞いているところはあったと思います。付け加えることがあれば受けたいと思いますが、基本、これは前回の顧問会議ではこれで進めていただくということで了承したということですので、中身はそれで。あとは取捨選択するところで、また表現とか何かいろいろ出てきたときは、関係部署とよく相談して最終的な案をまとめていただくことを希望するというところでよろしいかなと思います。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 今回加わった部分に関する質問ですが、「法曹人口の在り方について引き続き検証する」必要があるのは正にそのとおりだと思うのですが、検証された後、どうされるのかという点はいかがでしょうか。どういう段階でどんなことを考えるのかについての今のお考えを御質問しておきたいと思います。

○納谷座長 これは西山副室長なのか、大場室長なのか、ちょっと分かりませんが、今のことに對して。

○西山副室長 ここの趣旨としては、私どもで調査をした結果は、顧問会議にお示ししたとおりでございますけれども、その状況が今後どのように変化していくのか、推移していく途中に、以前の調査のときにはなかったような特別な変化、制度面もそうですし、社会情勢もそうですし、経済の問題もそうでしょうけれども、そういった変化がないかというものを随時見ていこうというところで、そういう意味での検証ということで、具体的に必ずこの調査結果というものは見直さなければならぬのだというスタンスでもないというところを御理解いただければと思います。

もちろん、先ほど言ったような変化に応じて、この前お示しした調査結果について、もう一度考え直さなければならぬものがあるならば、それはもちろん鋭意検討して、あるべき法曹人口について、またお示すべきものがあるようであれば、それは考えていくということにはなると思いますけれども、具体的にそれが予定されているということとはちょっと違うという意味で、この「検証」という表現を使わせていただいているというふうに御理解いただければと思います。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 今、最初から順番にやっっていこうということで納谷座長の方でやっておられるのですが、同じ問題が最後の「6 今後の検討について」というところに出てくるように思うの

です。これとの連動については、大場室長はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

と言いますのは「6 今後の検討について」の3段目から「必要に応じて、法曹養成制度の充実・強化に向けた更なる検討を行うべく、そのために必要な連絡協議等の環境の整備を行う」とあります。それでどんな場合に「必要に応じて」になるのかなということが先ほどのお答えの部分と連動してくるのかなと思うのです。

○西山副室長 この趣旨でございますが、まず「必要に応じて」と引用された前に「両省における前記各検討を進める」というところがございます。これはその前の部分で、骨子の状態ですけれども、文部科学省なり法務省の方で検討すべきことを掲げております。それについては検討を進めていく、その検討を進めていくとともに「取組の進捗状況等を適時に把握しつつ」とありますが、この進捗状況の把握をしていく中で、新たに見つかった問題点であるとか、新たに検討すべき点が出てこないとも限らない。今まで検討の課題とされていなかったものも出てこないとも限らない。そういった場合には必要に応じて、やはり法曹養成制度の充実・強化に向ける方向で、ここで課題には掲げられていないけれども、後に出た課題についても鋭意検討していこうということが込められております。

○納谷座長 橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 そうすると、今の回答を聞いていて大分はっきりしてきたようにも思うのですが、1番の「法曹の活動領域の在り方」についても、2番の「今後の法曹人口の在り方」についても、6番の「今後の検討体制」は何らかの意味でかぶってくるという捉え方、つまり、今後の検討体制の中で、1番の課題も2番の課題も検討されると考えてよろしいのでしょうか。

○納谷座長 座長としてはそういうふうを考えて、6番は最後に記述されていますが、常にそれぞれの項目とセットで出てくる話かなと思っておりますので、そこは触れていただいて構わないと思います。一応、整理の仕方としましては順番で追っていきますけれども、6番はそれぞれの項目とつながるので、そういう形で、そこは発言していただいていいのではないかなと思っております。

○西山副室長 ちょっと細かい点で恐縮なのですが、1番につきましては、お示しましたように、有識者懇談会の取りまとめで環境整備についての取りまとめもございますので、その枠組みの下で進めるとして、この6番はどちらかと言いますと、活動領域の課題が6番の検討には入りませんとは言いませんが、それよりもむしろ文部科学省と法務省とで検討、あるいは取組を進めていくところを随時ウオッチしていくといえますか、そういった部分に重きがあるかなと思っております。

○橋本顧問 それはそうなのかなとも思いましたけれども、2番の方はどうなのですか。

○西山副室長 2番についても、6番に「連絡協議等の環境の整備」とありますが、その連絡協議等の中で当然話題にされるべきことでもありますし、先ほど私が2番のところの御質問にお答えしました、いろいろな事象がありましたといったときに、そこは当然、議論いただいて、ここはもうちょっと調べてみる必要があるのではないかみたいところは御議論の対象にな

ると思っています。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 2番について意見を申し上げます。この2番のところの末尾に書いてある継続的な検証というものは当然必要なことだと思います。ただ、今回は、非常に大変立派な調査報告書が出ましたが、今後、将来において、あのような規模で、相当の費用と時間をかけた調査をすることは無理だと思います。したがって、ここで「必要なデータ集積」と書いてありますのは、殊更アンケート調査とか、そのような時間と手間と費用をかけた調査をしなくても、行政事務のルーチンの中で集まる情報がありますね、例えば、毎年訴訟件数とか、あるいは弁護士数とか、司法試験の受験者数とか合格者数とか、そういうデータをきちんと集めて分析するという意味合いであると思います。そういう意味合いのものであると受け止めていますけれども、これでよろしいでしょうか。

○大場室長 はい。そのとおりであります。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 今の2番のところ、そういう受け止めもあるのかもしれませんが、私はここだけ、2行だけ読みますと、データ集積だけでいいのかなという印象も持ちまして、もし新たな視点での調査等もしてみた方がいいということになれば実施することもあるでしょうし、また、どんなデータがまた更に必要かということも考えていく必要があるのかなということで思えば、文章的にも「データ集積を継続して行い」ではなくて「データ集積等を継続して行い」とするとか、そういう方がいいのかなとも思っています。

○納谷座長 どうぞ。

○大場室長 今回、かなりの規模で需要調査をしてきたわけでありまして、それを何か、直ちにまた何年後かにやるのかといいますと、それはまた別の話でありまして、正に必要なデータ集積を継続して行って、引き続き検証して、何か特別な傾向、あるいは平成25年から平成27年にかけて行った調査とは全然違うような事態が生じているということであれば、またそのときは何か大掛かりな調査をしなければいけないかもしれませんが、まずはこの正に必要なデータ集積を継続して行って検証していこうという気持ちが込められているものでありまして、今の段階で何かもう一度調査をやるとかやらないとか、そういうことをフィックスするのは難しいのではないかと思います。

○納谷座長 座長がこんなことを言うのもあれですけども、この2行は一般論といえば一般論ですし、今のお答えでしたら、ごく普通の、当然やらなくてはならないことなので、わざわざこの2行を付け足す必要があるかどうか。この文言があることで、これだけ議論になってしまうわけですから、この文章でどこまで押し切れるかというのは、これからの問題だと思います。

この一文は、何となく一般論ではないか。特別に新しいことがあるのなら、やらなくてはならない。これは当たり前のこと。そんなことは6番にあるように、新しい組織を作ってきたらやらなくてはならない。これも多分そうなるだろうと思うのですけれども。これまで

やってきたことのデータを今後とも集積するのは、担当部署としては当然やってもらわなければならないことですので、座長としては、この2行がどうしても必要な文章なのかどうか。疑問に思っている。この骨子の中にわざわざ突っ込むほどの文章なのかどうかということは、本文を作るときに全体の案文との兼ね合いでお考えいただいた方がいいのではないかなという感じを、私は持っています。

座長としての整理の仕方で間違っているかもしれませんが、どうでしょうか。

○吉戒顧問 もともとは、法曹養成については、法務省なり最高裁判所なりが責任を持っているわけです。したがって、そういうルーチンの行政の中でやるべきことは当然やるべきことなので、それをここに書いたということだと思います。ですから、座長がおっしゃるとおり、新たに書かなくてもいいような当然のことかもしれません。

○納谷座長 ですから、そこは推進会議の最後の文章を修文するときちょっとお考えいただきたい。たまたま取りまとめの骨子（案）でこの2行がぼっと出てきてしまったものですから、本体の前回出された文章自体について読み方がいろいろ出てくるわけですので、それで、いろいろなことを改めてやるのかという話になったら、また議論が出てくるようでしたら心配しています。この一文は、ない方がいいのではないかなという感じを私自身はしている。

○吉戒顧問 繰り返しになりますけれども、今回の調査は、現在の時点での調査であり、そのデータですので、これは5年、10年先には、全く変わってくるわけです。特に、法曹人口の問題については、やはり慎重にウオッチしなければいけませんし、そのような気持ちがありますので、事務方の方がこのように書いたのだと思います。

○納谷座長 ですから、そこがどういうふうに表示していくかのことだけだと思うのですけれどもね。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 「検証する」ことについては、恐らく誰も反対はしないので、是非そうしていただきたいというのが一点。「調査」がどうかという点については、法曹養成制度検討会議の取りまとめの中に、「その後も継続的に調査を実施すべきである」という言葉が入っていますので、これを受けると、やはり何らかの形でそういう形を残さないと平仄がとれないという面があるように思います。ここでいう「検証」という用語はその意味合いを含めて表現しているものではないかと理解しています。

ただ、そのときの調査がどの程度の、どんな内容のものが必要なのかという議論は、今回の調査経験を踏まえた上で、その時点での具体的な状況に応じた判断がまた別にあっていると私も思います。

○納谷座長 私は吉戒顧問と同じで、せつかくこれだけのことをきちんとやってきた後の話ですから、あの時点とはちょっと違ってきているかなという感じを、私自身は受け止めて、この文章を読んでいたのです。

それだけのことで、あとは推進会議にお任せすることで取りあえずよろしいですか。お任せしないで、何か発言すべきことがあれば、お聞きします。

それでは「3 法科大学院について」ということについて皆さんから御意見を頂きたいと思っております。この骨子で示されている案文について御意見がありましたら受けたいと思っております。どなたからでもどうぞ。

橋本顧問の方からお願いします。

○橋本顧問 先ほど話に出ていた共通到達度確認試験についてですが、今後、この試験が、司法試験短答式試験の免除をにらんで、既修者も含めた3年進級時に実施されることを念頭に置いて試行されるとの点について意見を申し上げます。

もともと、この試験は未修者教育の充実というテーマの中で、医学部において、臨床学習が開始される5年進級時に行われる共用試験などを参考にして提唱された仕組みであったと記憶しておりまして、確加法曹養成制度検討会議の中でも、医師である委員の方から御紹介がなされたかと思っております。

当初の段階では、未修者が2年進級時に全国規模の中での学習の到達度等を確認し、その後の学習等に利用するとともに、学校側も進路指導等に活用することが目的とされ、ごく基礎的な問題による試験が想定されておりました。しかし、突っ込んだ議論がなされないまま、これを短答式試験免除と結び付く3年進級時の制度として、既修者にも及ぼす方向での検討を行う旨の取りまとめになったという感じを受けています。

これに対しては、未修者の方は短答式試験が不得手なこと、短答式試験免除とすれば法科大学院生の試験漬けも避けられるとともに、そのメリットともなり得ること、などの意見がある一方で、法科大学院教育に与える影響を懸念する消極的な意見もあったと思っております。

そのこともありまして、法曹養成制度閣議決定では、2年次の未修者の確認試験については「早期実現を目指す」としているのに対して、既修者に関しては「これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。」として、明らかに書き分けをしておりまして、既修者への実施については決定事項とはされていなかったと理解しております。

短答式試験免除と結び付けるのであれば、試験の性格が2年次のものと大きく異なってきますし、問題のレベルや内容も大きく違ってきますから、そのことが法科大学院教育に与える影響をきちんと把握しなければならないと思っております。逆に、免除に結び付かない制度となりますと、法科大学院生が試験ばかりを受けることになり、メリットがないことに対する配慮も必要になるように思います。

現在、文部科学省では、有識者会議を開催して、この問題の議論を始めておられるとのことですが、是非、試行する中で、法科大学院教育への影響——法曹養成制度全体としてみた場合、本当にこういう制度を入れるのがプラスになるのかどうか、先ほど別の有用性に関するとも言われましたので、それについても本当にそういうことでもいいのかなどを含めて、突っ込んで検討していただき、本格実施の可否を慎重に決めていただきたいと思います。これが1点でございます。

もう一点ありますが、切った方がよければここでいったん切ります。

○**納谷座長** 先ほどから共通到達度確認試験の問題が出ていますから、ここだけ少し取り出してみましようか。議論があればお願いしておきたいと思います。この書きぶりとも関係しますし、もし必要でしたら文部科学省の方に更に補充の説明を求めたいとも思います。ここの会議で我々は、この点を余り大きく議論したことはなかったような気がします。もし何か、この点についてもうちよつと確認したいということがありましたら、御意見なり確認事項なりがあれば、受けたいと思います。

では、共通到達度確認試験制度のことについて、今、鋭意、文部科学省の方で検討中で、部会を設けて、新制度の試行をしながら完成しようとしており、平成30年度までの間には具体的に見える形にしたい。このように聞いております。その中で先ほど言いました司法試験の短答式の免除というところは、資料1にありますように宿題で来ているところでもありましたので、多分、関連付けてこういう文言になっているのだらうと思います。この部分は、法務省と文部科学省の間のすり合わせで、それで使えるものかどうかということをやっていただくことにならざるを得ないのではないかなと、今の時点ではそう思っておりますけれども、どうでしょうか。

今、ここで、この中身がいいとか悪いとか、ただ、橋本顧問が言っているような懸念があるので、今後の検討で慎重に対応していただきたいということでいいのかなと私は思いますけれども、文部科学省はそれでよろしいですか。

○**義本審議官** はい。

○**納谷座長** そういうことで、この共通到達度確認試験はそういう形にさせていただきたいと思います。それ以外に、移りたい。もちろん、また帰ってきて、そこの問題があるのならやっていたらよろしいですけれども。法科大学院全体について何か御意見があれば承りたいと思います。

厳しくやれということは先ほど有田顧問からありましたので、それはきちんと、もう既に伝わっていると思いますので、それも踏まえながら。

有田顧問、どうぞ。

○**有田顧問** 私が法科大学院に抱いている期待といいましようか、希望というものは、司法試験に受かることが必要最小条件なのです。更にそれに、大学にいてどれだけ法曹としての将来の幅、人間性、価値観というものを養えるか。その大学は、それぞれ付加価値を付けていただきたい。それにもかかわらず、付加価値を付けるどころか、卒業しても司法試験にも受からない。そういうレベルの法科大学院は、私は魚をとらない漁師であると思います。それだけはここで申し上げたいと思っております。

○**納谷座長** 座長としてもそのとおりだと私も思いますので、今後ともそういう形で認証評価機関もきちんとやるでしょうし、文部科学省の指導も多分、そういう形で進めていただかなければならないと私も思います。有田顧問のおっしゃるとおり、これは原点だと思います。私は先ほど、実情を冷たく言ってしまったところがありまして、申し訳なかったと思います。

では、橋本顧問どうぞ。

○橋本顧問 通し番号20ページの上から7行目に、「④ 共通到達度確認試験（仮称）と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する」という箇所がありますが、共通到達度確認試験と後の2つの試験を絡めて検討することについては今まで議論がされていませんでしたので、どうしてかなと思って聞いておりましたところ、西山副室長の先ほどの御説明では、横串を刺して制度の在り方全体の整理を考えるという御趣旨と理解いたしました。広い視野で制度間の在り方を見ることは大切なことだと思います。

ただ、先ほど、確か「共通到達度確認試験が定着した場合に」という表現をされたと思うのですが、それが共通到達度確認試験の今後の成り行きに関係して検討する趣旨だとしますと、適性試験等の検討がそれまで遅れてしまうことになりかねず、スピードの点で大きな問題なように思います。

と申しますのは、入学者を絞って法科大学院生の教育効果を高め、それによって、司法試験の合格率を高めることを指向する場合、入学者選抜の在り方は非常に重要なテーマになると思いますが、この観点からは、取り分け、法科大学院志願者全員に課せられている適性試験の在り方は早急に検討しなければならない事項だと思われるからです。

先の顧問会議の場でも幾つかの指摘がなされましたけれども、適性試験に関しては、一方で法学既修者に対して課することの疑問が言われ、かといって、未修者だけの試験では採算がとれないという問題があり、さらに、採算の関係で適性試験の試験会場が減って、地方の受験生にとっては受験がしにくくなっているし、試験時期が就職活動等との関係で学生の繁忙時期に当たっており、受験がしにくい、などの事情がある傍らで、入学者選抜の参考資料としての重要度・有用度に疑問があるとの指摘がなされるなど、志願者にとって、むしろ足かせになっているのではないかという批判がなされています。その意味で、その在り方自体を独立のテーマとして早急に検討すべき時期に来ているように思います。

そして、検討に当たっては、未修者選抜をどういう方法で行うのが本当に良いのか、ということ、10年経った現在において改めて検討してみることも必要なのではないかと思います。そういった意味で、今後の新たな検討体制の中では、共通到達度確認試験の成り行きとは切り離して検討されることを希望したいと思います。

○納谷座長 西山副室長から、どうぞ。

○西山副室長 補足をいたしますと、私の御説明がちょっと舌足らずな部分がありました。

共通到達度確認試験は、御承知のように、まだ今は試行的な段階にとどまっております。ただ、これが実際に本格実施になってきちんと定着していった後の姿として、そのまま今の適性試験もあり、あるいは既修者認定試験もあるとすれば、それらがどういう役割を持って、あるいはどういうレベルの差があるのかないのか、そういったところが問題になってくるであろうというところを指摘したつもりでございまして、検討が定着してからでないとは始まらないというような認識で御説明したつもりではございませんでした。中央教育審議会としてもそのようなお考えということで、そういう理解でよろしいでしょうか。もし訂正がございましたら、文部科学省の方から。

○義本審議官 西山副室長のお話のとおりでございます。

○納谷座長 それぞれが一応、橋本顧問がおっしゃっているとおり、まず適性試験は適性試験で、もう考える時期に来ている。この確認試験の制度的な定着前でも、いわゆる定着というのでしょうか、確立した後でなければ動かないというわけではなくて、同時並行的には、これから検討に入って行くというのでしょうか、課題にはなっているということで聞いておいていいのではないかと思うのですけれども、義本審議官いかがですか。

○義本審議官 この顧問会議でも、適性試験の問題については複数の顧問から御指摘いただいていますし、私どもとしては問題意識を持って、共通到達度確認試験の定着状況とは切り離して、これについては議論していただくよう、中央教育審議会の方でも考えていきたいと思っております。

○納谷座長 適性試験の方で検討がすすめば、そうした時点で、またきちんとやらなくてはならないものでもあると思いますけれども。

吉戒顧問どうぞ。

○吉戒顧問 今のことに関連して申し上げます。先ほど資料2で適性試験の今年度の実施状況についての報告がありました。これを見ますと、本当に、ある意味で、ショックを受けたのですけれども、適性試験は、今年で5回目の実施なのですが、毎年、志願者数が減ってきています。特に、今年是对前年比で10%以上の減ということです。この人たちが法科大学院に入学し、そして将来、法曹になるわけですので、これを見ますと、法曹の志願者が本当にじり貧になっているという状況が如実に出ていると思いました。これについては、非常に危機感を持っています。

資料2を見て、そういうものだとして受け止めております。そこで、先ほど来の資料4の3の(2)の④の書き方ですが、「共通到達度確認試験(仮称)と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する」となっていますので、この「と」の意味は、先ほどの西山副室長の説明ですと、「共通到達度確認試験が本年度から試行されたのを踏まえて適性試験や既修者認定試験の在り方について検討する」という趣旨だと思います。そういうことですね。

○納谷座長 その方がいいですね。

○西山副室長 ありがとうございます。

○納谷座長 西山副室長、そういう表現のことを考えてください。

○西山副室長 その辺りは誤解のないように、しっかり考えたいと思います。

○吉戒顧問 先ほど、橋本顧問がおっしゃったように、統一適性試験については、その実施時期の問題もありますし、それから、その結果がどれぐらい法科大学院の入学選抜で参酌されているのかということも各大学院で違うようです。

それから、その成績が将来の法曹になった場合の適性の判定にどれくらい参考になるかについても疑問が投げかけられているということもあります。適性試験が実施される5月、6月は、時期的に言って、この適性試験がある、就活の時期でもある、それから、公務員I種試験もあるということで、大学4年生にとっては、非常に大変な時期です。そういう時期にこういう試

験を実施して良いのか、そこら辺りの問題もありますから、実施の是非も含めて検討してもらいたいという気持ちがあります。

○**納谷座長** ですから、そういう意向を、せっかく文部科学省の方がおられますので参考にしてもらいたい。今、吉戒顧問が言っているような実態であると私も承知しておりますので、是非しかるべき機関のところで、御検討に入った方がよろしいのではないかなと私は思います。

そういう予定があるかどうかだけ聞いて、もし予定があるのでしたら、今、言ったようなことをこの文章の中で分かりやすく表現していただければ有り難いなと思っています。そういう具合に切り替えるかどうかは、あとは推進室と文部科学省の間ですり合わせていただいても結構ですけども、どうでしょうか。これの扱い方だけちょっと。

○**義本審議官** いろいろな形で御指摘いただいていますし、時期の問題、あるいは既修者の今後の成績との関連の問題等も含めて、いろいろな課題があると存じておりますので、私どもとしては実態を把握することから始めて、その上でどうするのかについて中央教育審議会の法科大学院特別委員会の中において検討するようにしていきたいと思っています。

○**納谷座長** この顧問会議でも、そういうことがあったからということで、至急、個別テーマで取り上げて、データを集めて、対応をちょっと考えておかれた方が私はいいのではないかなと、座長としてはお願いしておきたいなと思っています。もう1つは、そういう動きをどういう具合に表現するかということでお考えいただいて本文の中では作文していただきたい。そういうことをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そういう形で、後で詰めてください。

あと、法科大学院について何か。

山根顧問、どうぞ。

○**山根顧問** 戻って申し訳ないのですが、組織見直しの方は、やはり志願者の減少を食い止めるには合格率を上げることが絶対に必要であって、そのためには先ほど危機感を持って進めるというお話を頂きましたが、法科大学院の統廃合と定員の削減を抜本的に進めていく必要があると思いますので、そういった今後のことをモニタリングしていく必要があるだろうと思っています。それで、この①の「見直し方策は、継続的に実施する」という言葉の使い方にしても、確実にやっていきますという強い意志を示すような言葉にしていいただければなというふうにも思います。

それと1点「(2) 教育の質の向上」で「若手を中心とした実務家教員を積極的に」とある、これは今まで余り議論といいますか、お話を聞いていなかったなと思ったのですが、これは課題として上がっていたということで、今後こういうふうに進めるというふうを確認すればよろしいわけですね。これは質問です。

○**納谷座長** 質問について、どちらかから。

○**山根顧問** 何か課題が浮き彫りになっていたということの理解でよろしいでしょうか。

○**西山副室長** 教育の質の向上ということではこの顧問会議でも御議論いただきました。それで、私が冒頭に御説明いたしましたとおり、それと関連した中央教育審議会での御議論も若干

盛り込ませていただいています。その関係でこの若手の実務家教員という言葉も入ってきたということでございますので、そのように御理解いただければと思います。

○納谷座長 文部科学省の方からどうぞ。

○北山課長 この若手実務家を中心というところにつきましては、中央教育審議会の御議論と文部科学省の方で出ささせていただきましたプランの中で、法科大学院を修了した若手実務家を活用した学生指導の充実ということが言われておりましたので、そこの部分を要約される際にそのようにまとめられたのではないかと考えております。

趣旨はそういったところでございます。

○納谷座長 よろしいでしょうか。法科大学院で育った人たちも組み入れながら活性化していったらどうかという趣旨が、この若手を中心とした、それも必要ではないかという表現になっていたようですので、そこはそういう理解でよろしいでしょうか。

○山根顧問 はい。

○納谷座長 あと、このまま残すかどうかは推進室の方でお考えいただくということでよろしいかと。

○橋本顧問 文章として、いきなり「若手を中心とした」とだけ表現をすると唐突感が残りますので、今のご説明のように、「法科大学院を終了した人が中心となって指導をする」という意味合いでの「若手」であるというニュアンスを出した表現にした方がここでは分かりやすい感じがいたしました。

○納谷座長 そういう御意見があったということで、推進室の方で御検討いただき、そして、もしその必要がありましたら、文部科学省との間で発言の趣旨を間違いないように修正していただきたい。

よろしいでしょうか。

あと、それ以外に。

あとは、今まで話がなかった「(3) 経済的・時間的負担の軽減」。これは、ここに書かれるような実施を目指して今後の手続を進めていただきたいということで、いいのではないかと思います。如何ですか。

それから「(4) その他」で、平成30年度までに法科大学院改革を集中的に進めるという、これも文部科学省の方から一応この場に出されていた目標でございますので、それを確実にやっていただきたいということでここは書いておかれるということのようですけれども、それでよろしいですね。

何か他に御意見がなければ、次の「4 司法試験について」に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは「4 司法試験について」につきまして、御意見があればいただきます。

では、阿部顧問の方からお願いします。

○阿部顧問 まず(1)の③ですが「前記3の法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて」というのは、平成30年度までに集中的に改革を進めるということと合わせて、予備試験につ

いては「必要な制度的措置を講ずることを検討する」ということなのですが、これは平成30年度までに検討して結論を出すということなのか、検討を進めるということだけなのか、これはどちらなのかというのが1点。

それから(3)の、特に合格基準・合格者決定の在り方について「より一層適切に運用する」という意味なのですけれども、要は今の合格レベルといたしますか、基準を維持するとか、そういうことまで含んでいるかどうか。上げたり下げたりということではなくて、維持するのか。どういうふうに読むのか。そこを教えてください。

○納谷座長 お2人のどちらかから。

○西山副室長 1つ目の方でございます。「必要な制度的措置を講ずることを検討する」というのはこの文字のとおりでございます。講じるかどうかも含めて検討を行うというふうにも読んでいただいてもいいかと思えます。

2つ目で、これはこの資料1の「司法試験」の欄でございます(法務省司法試験委員会)とありまして「司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方」。これについて、検討体制の整備ということが検討会議で言われまして、現在、その検討体制は作って検討しているものですが、それを更に継続的な検討・検証体制として整備していくということがここに含まれている意味でございます。

○納谷座長 どうぞ。

○阿部顧問 その上で意見ですが、予備試験についてはここで書いてあること以上のことを今決めても無理だと思うのですけれども、時間軸の考え方が、上の方の法科大学院の改革は平成30年度までに改革を集中的に進める、それでこちらの予備試験の方は、要は検討はします。その結果どうなるかというのはともかくとして、講ずるか講じないかを含めて、検討の結論がいつ出るのかということところはもう少し明確にできないかと思えます。

○納谷座長 この点、他に御意見がありましたら。

どうぞ。

○西山副室長 今の御指摘でございますけれども、問題になっているのは法科大学院と予備試験の関係ということで随分、顧問会議でもそうですけれども、議論になっています。それで、今後の法科大学院の改革の進捗状況に応じて、予備試験について、その役割がどうあるべきかというのは検討していくべきでありますし、必要な制度的措置を講じる必要があるのかという点も検討すべきなのですが、その結論をいつまでに出すということはなかなか事の性質上、難しいのではないかと。つまり、法科大学院があって予備試験というものがございますので、法科大学院がこれからどうなっていくのかというのが、ある意味、期限が決まっているものでもございませぬので、そこまではなかなかお示ししづらいのではないかと理解しています。

○納谷座長 座長として、これまでの経過を踏まえて皆さんに御確認したい。ここの顧問会議では一応、共通したところとして、予備試験の現状には問題がある。要するに、制度設計から見えていって、その趣旨に合っていない状態の実態に今はなっているということで、皆さんは危機意識をお持ちになっているところまでは共通であったと私は思います。

それはそれで一応確認しておきたいと思うのですけれども、その上で、見直しをする必要があるのではないかと。ただ、それを運用でやるのか、制度でやるのか。それぞれの御意見もあるだろうと思いますが、これは座長としての意見ではありません。私の、顧問の一人としての話です。どんな状態になっているかというところまでは座長の話ですけれども、そういうことで、どこかで見直しをしなければならないのではないかとというところまでは、共通であったような記憶はしています。

もう1つ。この資料1を御覧になって分かりますように、何ら審議の成果は見えていないのですよ。今日の時点で「顧問会議に諮りつつ検討中」という。この状況なので、このペーパーが今のこの時点でこの状態ということは、やはり検討会議から我々に託されたところから言いましたら、やはりもう少しきちんとした姿勢を示さなければならないのではないかとというのが座長としては考えているところですよ。そういうことは一応、問題提起として、座長としてはしておきたいと思います。

その上で、皆さんそれぞれ御意見があるだろうと思いますので、もうちょっと議論していただければなと自分は思っております。意見がなければ一顧問として自分なりの発言をさせていただきたい。このように思います。

吉戒顧問の方からどうぞ。

○吉戒顧問 予備試験については、この顧問会議でも随分議論したと思います。いろいろ議論した結果、今の時点では、予備試験について制度的な制約を講じるかどうかについては、この顧問会議では意見の一致を見なかったというのが現状の認識であると思います。

他方、予備試験の制度趣旨からして、予備試験を経由した司法試験の合格者を現在以上に増やすべきではないという点でも一致したと思います。したがって、予備試験制度の運用において、そのような制度趣旨を踏まえた運用上の配慮なり工夫がされることが期待されるということで、この資料の4の(1)の②のところをそういう趣旨で書いていると私は受け止めました。

そういう②を踏まえて、③のところ、先ほど西山副室長が説明したような制度的措置を、これは行政として、政府として、今後、講ずることの是非も含めて検討するということから、そういうものであると受け止めています。

○納谷座長 骨子ですからね。この文章だけでやりとりしても、最後にでき上がってくる文章がどんなものかは分からないので、あとは読み込んで議論しているようなところがあります。けれども、皆さんの御意見を聞いて、確かに問題があるということと、予備試験の合格者数というのでしょうか。ある程度、現状も頭に入れて今後は見ていって、そこはしばらく維持しておいたらどうだろうかというのでしょうか。そういうことでは、この顧問会議でも一応、集約した形になっていますし、そういう集約したものがもう少し分かる形で書いておいていただくと有り難いなど、私は考えています。

私は、個人的に意見を言って良い時期が来たら、言わせてもらいます。今、言うのがちょっと早ければ皆さんの意見を聞いて、そこら辺の、ここまでやってきた中で、共通の認識になった部分をもっと文章の中に入れて込んでおいてもらいたい。その上でどうするかという表現に

してもらったら、もっと有り難いなと思っておりますけれども、どんなものなのでしょう。山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 共通認識に関しては、今まで出た御意見で私はいいといいますか、認識しております。

やはり問題意識といいますか、心配はしているわけで、このままでいいのか。趣旨が当初のものと離れてしまっているということで、何らかの手立てを講じなければ全体に影響があるのではないかという懸念があつていろいろと意見も言ってきたということはあります。ただ、まずは法科大学院の立て直しが急がれると思います。

ただし、法改正まで行かなくても、何か可能な改善策が見つからないかということで、検討は進めていただきたいと思います。経済的な弱者と、あとは社会人のチャレンジを支援できる制度として定着するようというのが願いです。

それで、この②の文章は私にはよく意味が分からないといいますか、うまく趣旨が伝わらないので、この後、骨子でないものが出てくるときにまた確認をしたいと思っています。

○納谷座長 素案的な文章は多分、推進室の方にはあるのかもしれませんが。今の時点でも山根顧問の御質問に答えられると思うのですが、どうしますか。今の時点でそこは言わないですね。

○大場室長 はい。今日は、この骨子をお示ししてと思います。

○納谷座長 そういうことのようにです。ですから、この次に出たときに、本体の骨子ではない案、【P】でもない案が出てきたときに多少、皆さんの御意見が反映できる余地があると思っていますが。どういう形にするのかも含めて検討しなければなりませんけれども、重要な関心事項ですので、そこはお願いしておきたいなとは思っています。

それにしても、阿部顧問の方から言われたことで、先ほどの質問に対する答えになっていると。

○阿部顧問 今の段階でこれ以上は。

もう1つ、あえて申しますと、要は法科大学院の改革は平成30年度までで、その後、その結果といいますか、検証があつて、予備試験をどうするかということであるという理解なのですが、だとしたら、要は予備試験についてはどうするかという最終的な着地点の時期ですね。何もできない、今のままということも結論としてあり得ると思うのですが、いつまでに予備試験の在り方を決めるのか。これを書けとは言えないのですが、もう少し何かはつきりできないか。これは意見です。

○大場室長 ちょっと補足説明させていただきますと、確かにこの3の「(4)その他」のところに「平成30年度までに前記(1)～(3)の法科大学院改革を集中的に進める」とありますので、これを進めるのは正に集中的にこの平成30年度までにやるわけですが、その効果が、では、すぐに出るのかどうかというのはまた別の考え方も必要なのかもしれませんが、確かにいつまでにとあるのが平成30年度までにとするのは非常に分かりやすく書いてあるわけですが、その効果を測るのはいつかというのはまた別のものではないのかなとは思っております。

○納谷座長 なかなか鶏と卵の話ではないのですけれども、これは座長としてではありません。顧問としてお許しいただきたい。やはりこの顧問会議でも出ましたけれども、このまま実施していきますと、いろいろな弊害が出てくるということは皆さん、実感としてお持ちになっているのではないかと。ですから、それを検討する場を早く設定して取り組んでいただかないといけないのではないかと。

それは6との関係もありますけれども、この問題については早くやらないと、阿部顧問も前にお話ししていましたが、例えば東京大学で33名もがさっといなくなるという事態を踏まえて危機感を持っていますとおっしゃられていました。いろいろなところで、そういう事象が現れつつありますので、至急、私としては検討しないといけないのではないかと。こう思っております。法科大学院の方の改革も見なければなりませんけれども、それは慎重にやらなければなりません。

ただ、検討に入っていくということはしないといけないのではないかと私は思って、ですから、いつまでに講ずるか。できれば法科大学院の方も、そこまできちんと改善の姿を見せるのだったら、予備試験の方についても、そこら辺を目安に、やはり努力していただく、改革を進める、提案まで踏み込んだ方がいいのではないかなと私は思っています。個人的にはそのぐらい危機感を持っているのですけれども、皆さんの御意見を頂ければと願っています。これは、一顧問としての発言でありまして、座長としてのあれではありません。そこはお断りしておきたいと思えます。

法科大学院の現場としては、予備試験のことで、廃止すれば若い人が来なくなる。そこがどこへ行くかという話をもう一方で用意しなければなりませんから、それはそのとおりなのです。それから、有田顧問が言われるように、しっかりした法科大学院を作っていただかなければならないということもありますけれども、それを一方でやるのはどうしてもやってもらわなければいけないのですが「合わせて」という言葉がどういう意味の合わせ方なのか。終わってからの合わせ方ではちょっと遅いかなという感じは私自身は持っていますので、そこら辺の御意見を頂ければと思います。これは顧問としての、皆さんの御意見を聞いた上で対応したいと思っています。

ないようですので、なければこれはこれで仕方がないのですけれども、いずれにしても、これから元の座長としての話に戻したいと思えますが、何か御意見がありましたら。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 「(1) 予備試験」の①のところについて意見を申し上げたいと思えます。

この①のところで「予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策」と書かれておりますが、これは積極的に検討していただきたいと思っています。

ただ、それとは別に、この改善の位置付けなのですが、その文章の後ろを見ますと、予備試験合格者の「法曹としての質の維持」の観点で捉える表現に読めます。しかし、議論のときに問題にされていたのは、法曹の質一般の問題ではなくて、法科大学院生が試験科目にとどまらない多様な学修を義務付けられているのに対して、予備試験合格者にはその確認がなされない

まま「法科大学院修了者と同等の学識」等を有すると認定されている点であったと思います。

したがって、誤解を避ける意味でも、その趣旨を正面から書き込むべきではないかと思いました。

それから、予備試験の運用面の改善についてですが、確か第10回の顧問会議でも述べさせていただきましたが、司法試験委員会に幹事会が設定けられ、そこで司法試験の改善に取り組んでおられたと思います。そこで、委員の方々には御負担をおかけしますが、引き続き、予備試験についても検討をお願いできればと思っています。

以上です。

○納谷座長 これは御意見ですから、一応、聞いておけばよろしいですね。

○西山副室長 はい。

○納谷座長 あとは、他にございませんでしょうか。

なければ、物が出てきてからの話になりますけれども、個人的には不満があるところはありませんが、座長としては、発言はできませんので、皆さんから意見がない限りは、このままでいきたいと思います。

では、次の方へ移ってよろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 では、「5 司法修習について」というところがもう1つありますけれども、これはここに書いている、期待することは、この顧問会議を開いている最中に、導入修習について格別な配慮をして導入を早めていただいたことは皆さん評価していたと思いますが、更なる充実をお願いしたいということのようです。

ほかに、どういうものが中身として入ってくるか分からないのであれなのですけれども、この1行で、2行目というのでしょうか。何かメッセージとして発信するものがあれば承っておきたいと思います。

先ほどの「1 法曹有資格者の活動領域の在り方について」の審議で、選択的実務修習について、拡充というのでしょうか。そこはお願いしたいということはありません。既に実施したものもありますが、それも踏まえて更にお願したいということの文章でございます。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 1点だけ、3回ぐらい前のこの会議で、導入修習が行われたときのアンケートの問題がありました。それで吉戒顧問も、こんなアンケートを出していて、こんな結果になってと言って、いろいろ言っておられたことを記憶しているのです。

そのときにも私は申し上げたのですけれども、やはり修習と法科大学院は、知識を習得しこれを実践に繋げるという意味で1つの線で結ばれているのではないかと断絶があってはいけないと思いますので、修習のそれぞれの分野がそれぞれにおいて法科大学院との緊密な関係をきちんととっていただくことが重要だと思っています。そのことを何かのところに残しておいていただければ私はいいと思っています。

以上です。

○納谷座長 修習委員会には、法科大学院の先生は今は入っていますね。

○門田審議官 入っておられます。

○納谷座長 そこで、法科大学院制度の導入のときにも、教材はどうするかとか、いろいろやりましたけれども、ああいう動きは今もやっておられるのでしょうか。

○門田審議官 修習委員会では、導入修習が始まるときももちろんですし、始まりました後にもその内容について御報告して、御意見も拝聴しております。

○納谷座長 吉戒顧問の方からどうぞ。

○吉戒顧問 今、有田顧問がおっしゃった導入修習についてのアンケート調査についてですが、あのアンケート調査の結果を見て、修習生の中の相当な数が、民事法や刑事法の基本的な理解について不安があったり、不足があったりして、それが導入修習を受けても解消されなかったということを実感したようなアンケート結果でしたので、私は驚いたわけです。そこで、驚いてばかりもいられないと思いますが、やるべきことは、そういう状況ですから、法科大学院と司法研修所との間で、実務レベルの意見交換の場をお持ちになったらいいのではないのでしょうかということをお願いしたかったのです。

○有田顧問 正にそのとおりです。

○納谷座長 そうすることで初めて法科大学院の役割がはっきりしてくるので、必要なことだと思います。ですから、そういうものを今の意見として次の本体の文章の中で多少入れ込んでお願いしておけばよろしいかなど。

これも最高裁判所の都合もあるでしょう。どんな本体の文章案ができているか、私は今のところ分かりませんので、修文に際しては、よく確認してやっていただければと思います。よろしいでしょうか。

あと、6の方へ移ってよろしいでしょうか。6は、今後の期待するところということになるのだらうと思いますが、そういうことについて、今後の検討につきまして、先ほど御報告がありましたように、それぞれの項目について更に検証しつつとか、検討していくという言葉とか、いろいろ各項目に散らばっております。それらもありますが、プラス何かを、この際、きちんと皆さんのお考えとしてありましたら承って、渡しておきたいと思います。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 ちょっと確認なのですが、必要に応じて、必要な連絡協議等の環境の整備を行う、これは必要だと思うのですが、連絡協議等の場に集まる人たちは法務省と文部科学省だけではないですね。特に法曹三者とか、法科大学院関係者とか、そういう正に関係機関・団体で、そういう人たちが集まれる連絡協議等の場であるという理解でよいのですね。

○納谷座長 そういう場がどこで、誰が主宰して開くかということが本当は必要なことです。ただ、これは一般論で書かれていますから、この項目についてどうこうということは記述できないのではないかな。具体的な補説は、今の時点でできるかどうか。西山副室長から、そういうことの質問かもしれませんので、お答えできるのならしていただきたいと思います。

○西山副室長 今の阿部顧問の御指摘の部分も「関係機関・団体の必要な協力も得て」という

ところで読んでいただければと思っております。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 私も何度も言っているように思いますけれども、新たな課題が生じたら必要に応じて協議していくというふうに見えるのですが、やはりきっちり今後見ていく場が必要であると思いますので、状況を確認し合うだけでなく、今後の改善策もきちんと考えていくようなところが必要かなと思っています。そういう意味でも、この3行目の「必要に応じて」という言葉は取っていただいてもいいのかなと感じます。

○納谷座長 西山副室長、どうぞ。

○西山副室長 文章が稚拙で申し訳ございませんでした。「必要に応じて」というのは「法曹養成制度の充実・強化に向けた更なる検討を行う」に係っているつもりです。「そのために」というふうに入れたのは、前にある「両省における前記各検討を進めるほか」というところも含めて「そのために必要な連絡協議等の環境の整備を行う」というふうに書いているつもりでございますので「必要に応じて」は、不必要であれば連絡協議等の環境の整備を行わないというふうに書いているつもりではございません。そこの辺りは本文の起案のときに十分注意いたします。

○納谷座長 よろしいでしょうか。

○山根顧問 はい。

○納谷座長 他にいかがでしょうか。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 2点、意見を言わせていただきます。

前回も指摘させていただきましたが、法曹人口に関する取りまとめ(案)では、第3段落で、「法曹養成制度の実情及び法曹を志望する者の減少その他の事情による影響をも併せ考えると・・・このまま何らの措置も講じなければ、司法試験合格者数が1,500人程度の規模を下回ることになりかねない」との危機意識が表明され、続けて第4段落の中ほどで、「当面・・・規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」る、として、これからの関係者の取組の重要性を強調しています。その観点からしても、これからの法曹養成制度充実のための取組みが、どこで、どのように行われるのか、が非常に重要なのだと思います。

この点について骨子6では、「法務省・文部科学省において、関係機関の協力を得て、今後の課題の遂行のために必要な連絡協議等の環境整備を行う」と記載し、協力・協議体制の構築を示唆しています。その趣旨は是とすべきですが、重要なのは、実質的な活動、役割を果たせる体制にできるかどうかにあるように思います。

法曹養成制度は、御存じのように、法科大学院、司法試験、司法修習という相互に関連し合った制度から成り立つ複合的なプロセスですから、総体としての法曹養成制度の充実という観点から見た場合、各所轄省庁による個別の縦割りの対応・取組にはやはり限界があり、十分ではないというのが、前身である法曹養成制度検討会議での委員の共通の問題認識であり、それ

を前提に、今の組織が内閣官房の下に作られたという経緯があったと思います。残念ながら、今回はこの形での組織は継続できないということですが、そうであったとしても、これに代わる関係者の強い連携・協力体制の構築は不可欠だと思います。

私も名案があるわけではありませんし、これからも考えたいと思いますけれども、現時点で思っていることを申し上げれば、単なる連絡・調整会議のような形式ではもちろん不十分で、できれば組織、そうでなくても実質面で連携のとれるような、継続的で定期的な協議・協力体制が望まれます。その場合には、実質的な協議を促進する意味で、人的な体制の充実・強化もお考えいただきたいと思います。

2つ目ですが、新しい体制の中では是非、法曹志願者の減少にどう対処するかという視点から、積極的な協議・検討をお願いしたいと思います。今回の推進会議決定によって各省におろされる既決事項に関する協議等が対象になるのはもちろんですが、例えば、法科大学院生の司法試験合格率の向上のためには他にどんな方策なり工夫をすればいいのか、法曹養成課程での時間的・経済的負担を軽減するには他にどんな工夫や方策があるのか、といったことについても、幅広く議論を継続し、対応策を検討するなどして、志願者を呼び込める法曹養成制度を目指していただきたいと思います。

以上の点は、この骨子6には「法曹養成制度の充実・強化に向けた更なる検討を行う」という形で表現されているように思いますが、「必要に応じて」を柔軟に運用して、是非、検討・取組の実質化をお願いしたいと思っております。

○納谷座長 それは御意見として聞いていただければそれでよろしいかと思っておりますけれども、よろしいですね。

○西山副室長 はい。

○納谷座長 あと、他に何かございませんでしょうか。

なければ、大体このぐらいでこの問題は終えたいと思います。最後、どういう具合に推進室にお送りしたらいいのかということで非常に悩ましいところなのですが、皆さんから今日頂いた御指摘とか御意見を踏まえて推進室が結論を取りまとめていくのだらうと思います。何せ骨子で、案で、【P】ですので、次回には、さらに少し意見が出るかもしれませんね。それはあるかもしれませんが、多少異なる意見も若干見受けられたところもありますし、吸収していただけるような発言もありました。しかし、多数の方はおおむね推進室のこの骨子案に基づいて、更なる案が出てくるものと期待している。このように座長として受け止めています。そういう方向で取りまとめておいていただいて、次回に出していただくということでよろしいでしょうか。

ここで出た意見も一応酌み入れながら、皆さんはおおむねこれで結構だという御意見のようです。そういうことで多少原案と違うところもあったかもしれませんが、それを踏まえて修正していただきたい。さらに、関係部署間での交渉が必要なところがあるかもしれません。それはやっていただいて、是非この次はすうっと行けるような文章を作っていただきたいと思います。

最終段階になりますと、いろいろな利害がきつくなりますので、推進室の方で精力的に関係部署と調整していただいて案を作っていただければ有り難いなということを要望して、今日の顧問会議はこれで終えたいと思いますので、あとは大場室長にバトンタッチしたいと思います。

○大場室長 ありがとうございました。

それでは、この骨子を基にして、本日の皆さんの御議論も踏まえた上で、結論の案を取りまとめて、次回のこの場でお示ししたいと存じます。

では、次回の日程等について御説明いたします。

○西山副室長 次回の顧問会議の日時は、6月11日木曜日、午前10時から、場所は本日と同じ法務省第1会議室となっております。

○大場室長 それでは、これで終わりにしたいと思います。

本日はありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。